

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途について(令和7年度決算分)

平成26年4月から、消費税の税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられました。また、令和元年10月からは、食料品などの軽減税率が適用されるものを除き、8パーセントから10パーセントに引き上げられました。この引き上げられた消費税は社会保障財源化分といい、介護や子育て、医療、年金などの社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の財源として使用されます。

市の収入である地方消費税交付金についても社会保障財源化分が増収になりますが、令和7年度の決算における社会保障財源化分の使途は、次のとおりです。

〔歳入〕 地方消費税交付金の収入額	1,768,506 千円
うち社会保障財源化分	992,598 千円
〔歳出〕 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	11,483,858 千円

(単位：千円)

区分		事業費	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	51,873	16,176	585	0	0	6,399	28,713
	総合保健福祉センター費	14,014	0	0	0	0	2,554	11,460
	障害者福祉費	3,028,260	1,359,306	776,917	0	48,592	153,728	689,717
	老人福祉費	52,640	0	593	0	777	9,344	41,926
	老人福祉施設費	48,118	0	0	2,900	0	8,241	36,977
	介護保険費	2,677	0	0	0	0	488	2,189
	児童福祉費	37,105	7,437	4,240	0	50	4,625	20,753
	児童措置費	1,124,254	760,259	108,663	0	0	46,537	208,795
	母子福祉事業費	353,681	104,953	27,602	0	976	40,125	180,025
	児童福祉施設費	219,843	30,477	30,477	0	40,497	21,578	96,814
	保育園費	1,564,253	359,306	189,582	22,800	20,324	177,202	795,039
	生活保護総務費	51,129	3,433	0	0	0	8,693	39,003
	生活保護扶助費	1,939,912	1,452,733	34,201	0	0	82,560	370,418
	幼稚園費	146,936	27,956	14,045	0	0	19,126	85,809
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	527,226	82,569	255,516	0	0	34,473	154,668
	介護保険特別会計繰出金	890,894	30,979	15,489	0	0	153,906	690,520
	後期高齢者医療特別会計繰出金	192,666	0	141,175	0	0	9,385	42,106
	後期高齢者医療事業費	746,702	0	0	0	0	136,094	610,608
	国民年金費	851	170	0	0	0	124	557
保健衛生	保健衛生総務費	23,371	0	70	0	0	4,247	19,054
	予防費	173,614	0	0	0	1,751	31,324	140,539
	母子保健費	227,792	5,444	41,834	0	13,931	30,360	136,223
	健康増進費	66,047	554	2,469	0	12	11,485	51,527
合計		11,483,858	4,241,752	1,643,458	25,700	126,910	992,598	4,453,440

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の額で按分して充当しています。

※2 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合があります。